

岩手県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第517号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市上太田字上瀬及び字穴口
- 2 実施した期間 令和6年10月2日から令和7年2月27日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量